

施設長 各位

那覇市医師会  
会長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医第1885号F  
令和5年3月24日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 比嘉 靖  
(情報システム担当)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について(周知)

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本通知は、厚生労働省医政局医事課より、電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについての案内となっております。

令和2年4月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について」は、医療機関から都道府県へ毎月初診からの電話やオンライン診療の報告を行うこと、また都道府県は原則として3ヶ月ごとに検証を行うこととされています。

これまでの検証結果を踏まえ、今後の令和2年事務連絡における、初診からの「電話」や「情報通信機器」を用いた診療に係る要件の遵守の徹底と、実施状況の報告について簡略化するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施の要件の遵守の徹底について令和2年事務連絡で禁止されている処方について改めて遵守を徹底すること。(麻薬及び向精神薬の処方、診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合における、「7日を超える処方日数の処方」「診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方」)

また、厚生労働省は、当該規定を守らない医療機関の情報を都道府県に提供し、都道府県は医療機関での診療の実態を調査し、勧告等必要な指導を行うこと。

2. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施状況の報告について  
令和2年事務連絡に定められた医療機関から都道府県に毎月行う報告を簡略化したこと。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける初診からの電話や情報通信機器を用いた診療に係る要件の遵守の徹底及び実施状況の報告について（周知）  
(令和5年3月14日（日医発第2310号（地域））)

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp